

## 第4回検討会における指摘事項

- 患者の立場に配慮した、個人情報の利用目的等の説明の実施  
〔指摘事項〕

個人情報の利用目的等については、院内掲示や初診時に説明して同意を得ることとされているが、患者としては、入院時には緊張しているし診療計画を理解するのがやっとという気がする。このため、医療機関は、ある程度患者が落ち着いたタイミングを見計らって、再度説明を行うとか、診療計画や療養生活の手引きに記載するなど、患者の立場に立った対応を心がけるよう記載すべきと考える。  
(楠本委員)

〔対応方針〕

「本指針の趣旨、目的、基本的考え方」に同趣旨の内容を追加記載することによりよい。

- 診療情報の他の医療機関等からの収集  
〔指摘事項〕

「診療等のために必要な過去の受診歴等について本人から直接収集することを原則とする」ことは、電子カルテによる診療情報の共有化などを勘案すれば非現実的。(寺野委員)

〔対応方針〕

受診歴等については、本人からの収集又は本人の同意に基づく収集を原則とする旨の内容に修正することによりよい。

- 患者窓口の設置等  
〔指摘事項〕

患者が疑問を持ったときに相談することができる統一的な窓口機能を持つことが必要で、そこが院内の各部門に指示を行えるような実質的な権限を有するべきと考える。(辻本委員)

〔対応方針〕

「本指針の趣旨、目的、基本的考え方」に同趣旨の内容を追加記載することによりよい。

- 「患者への医療の提供に必要な利用目的」の一環として、患者の黙示による同意に基づき、病態等の説明を行うことのできる「家族等」の範囲

〔指摘事項〕

患者の病態等について親族等への説明を行う場合、患者の中には、家族の中の特定の人にのみ説明をするよう求める人がいる。

また、事実婚や親しい友人と同居している場合で、同居人に対して病態等の説明をするよう求める人がいる。

このような患者の要望について、医療機関は、どのように対応すべきか。(松原委員)

〔対応方針〕

以下の方針により、各該当箇所に内容の追加記載することでよいか。

- ・説明等を行うべき者の範囲について、本人から申し出がある場合は、その者について、家族と同様に取扱う。
- ・本人の同意を得ることが困難な場合で、法第23条の規定(第三者提供の例外)により、本人の病態等を家族等に説明する場合については、状況に応じた適切な関係者に説明を行うこととする。

- 意識が「もうろう」となっている患者の同意

〔指摘事項〕

意識不明となっていないものの「もうろう」の状態となっている患者について、本人の同意を得ることが困難な場合も想定される。そのような場合の取扱いを明確化すべき。(松原委員)

〔対応方針〕

「用語の定義 4 . 本人の同意」における「患者・利用者の理解力、判断力などに応じて、可能な限り患者本人に通知し、同意を得るよう努めることが重要である。」の箇所に、「もうろう」等の患者・利用者の取扱いについても追加記載する。具体的には、「意識不明の患者と同様の扱いとするが、本人の意識の回復レベルにあわせ、適宜、説明を行い同意を得るよう努めることとする。」とすることでよいか。

○ 業務を委託する事業者の基準

〔指摘事項〕

医療機関等が業務を委託する場合に、どのような事業者を委託先として選定すべきか、何らかの基準を示すべきでないか。(武田委員)

〔対応方針〕

今後作成する事例集等において紹介することでよい。

第三者提供の本則(同意を要するもの)

〔指摘事項〕

(アメリカで問題になった例として)マーケティングを行う事業者がどういう患者がいるか照会してくることがあるが、個人データを提供するためには、本人の同意を得ることが必要である。もう少し(本人の同意が必要な)事例を膨らませた方がいいのではないか。(座長)

〔対応方針〕

第三者提供の際に本人の同意が必要な事例として「マーケティングを行う会社からの照会」などを更に加えることでよい。また、特に具体的に明記すべき事例はあるか。

ガイドラインの対象となる「個人情報」の記録の例

〔指摘事項〕

介護分野については、医療分野における診療録のように、記録が標準化されておらず、呼称も現場によりバラバラであったりする。事業者等が混乱しないよう、ガイドラインの対象となる個人情報が含まれる記録にどのようなものがあるか整理する必要がある。(高橋委員)

〔対応方針〕

別表として、医療・介護関係法令において、医療・介護関係事業者に作成・保存が義務付けられている記録の一覧を加えることでよい。